

第 2 2 号議案

東京都台東区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、道路の占用料の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都台東区道路占用料等徴収条例（昭和28年7月台東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

	占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	8,730
	第2種電柱		13,400
	第3種電柱		18,000
	第1種電話柱		6,440
	第2種電話柱		10,400
	第3種電話柱		14,200
	その他の柱類		780
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	46	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	7,640
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	4,680
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	15,600
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	62,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	15,600
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	180
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		320
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		460
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		700
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		930
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,400
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,870
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		3,270
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		4,680
	外径が1メートル以上のもの		9,360
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	12,400	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	15,600	

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路	31,000				
	地下に設ける通路	18,600				
	その他のもの			18,300		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	610		
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	62,000		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	62,000		
	標識		1本につき1年	12,400		
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	610		
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	62,000		
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	620,300		
その他のもの			310,100			
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	15,600		
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	危険防止施設	占用面積1平方メートルにつき1年	25,200		
		詰所		7,600		
				58,600		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占用面積1平方メートルにつき1年	15,600		
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額		
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
	その他のもの					Aに0.024を乗じて得た額
	令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第1	建築物		階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額			

0号に掲げる施設及び自動車駐車場		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

付 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台東区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。